

静岡県告示第524号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

令和7年7月15日

静岡県知事 鈴木康友

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
1-（ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル）-2-（シクロヘキシルアミノ）プロパン-1-オン及びその塩類（通称名 Cypu ty l o n e、N-C y c l o h e x y l m e t h y l o n e）	令和7年7月13日
2- {2- [（4-エトキシフェニル）メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} -N-エチルエタン-1-アミン及びその塩類（通称名 N-De s e t h y l e t o n i t a z e n e）	令和7年7月13日
（8R）-6-アリル-N, N-ジエチル-1-（チオフェン-2-カルボニル）-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名 1T-AL-LAD）	令和7年7月13日

2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。